

群馬県経営管理実施権設定希望事業者の登録等実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、群馬県経営管理実施権設定希望事業者の登録等要綱（平成31年4月1日林第30630-1号。以下「要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本要領において登録及び公表を行う事業体は次に定めるところによる。

2 森林経営管理法（平成30年法律第35号。以下「法」という。）第36条に基づき登録を行う事業体を「36条経営体」という。

3 法第44条に基づき登録を行う事業体を「44条経営体」という。

(要件適合の判断基準)

第3条 要綱第3条第2項に規定する項目への適否を判断する基準は、別表1（以下「共通基準」という。）によるものとする。

(要件適合の判断に必要な情報)

第4条 要綱第3条第2項に規定する項目への適否を判断するため、県内で経営管理実施権配分計画又は権利集積配分一括計画が定められた場合に経営管理実施権の設定を受けたいことを希望する民間事業者（以下「民間事業者」という。）から求める情報は、別表2（以下「共通事業者情報」という。）によるものとする。

(市町村別基準等)

第5条 知事は、要綱第2条に規定する募集を行うときは、事前に市町村長に対し、共通基準及び共通事業者情報の内容について、様式1により意見を求めるものとする。

2 市町村長は、意見がある場合には、知事が別に定める期日までに、様式2により意見書を提出することができる。

3 知事は、市町村長から意見があった場合には、当該市町村の地域事業を踏まえたその市町村内にのみ適用する基準（以下「市町村別基準」という。）及び民間事業者から求める情報（以下「市町村別事業者情報」という。）を定めることができる。

4 第8条に規定する登録を年複数回行う場合は、原則、その年度の最初に行う登録の際に定めた市町村別基準及び市町村別事業者情報を二回目以降も用いるものとする。ただし、募集と募集の間に共通基準及び共通事業者情報の内容が変更となった場合は除く。

(民間事業者の募集)

第6条 知事は、要綱第2条の規定に基づき、毎年一回以上定期的に、県ホームページ等で募集を行うものとする。

2 募集は、次の事項を明記し行うものとする。

- (1) 募集期間
 - (2) 募集手続に関する事項
 - (3) 登録及び公表となる予定日
 - (4) 民間事業者から求める情報
 - (5) 適否を判断する基準
 - (6) 登録後に公表する内容
 - (7) 登録した民間事業者が行う事項
 - (8) 登録取消しとなる事項
 - (9) その他必要な事項
- 3 募集期間は、募集の開始日から 30 日以上とする。
- 4 第 1 項に規定する募集を行うときは、速やかに市町村や民間事業者等が組織する団体等に周知するものとする。

(応募申請)

- 第 7 条 前条の募集に応募しようとする民間事業者（以下「応募申請者」という。）は、経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域の共通事業者情報又は市町村別事業者情報（以下「事業者情報」という。）を添えて、様式 3 による申請書を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、応募申請者に対して、第 9 条第 1 項に規定する審査に必要な情報の提供を求めることができる。

(市町村推薦)

- 第 8 条 知事は、応募申請者が経営管理実施権の設定を受けることを希望する市町村ごとに、応募申請者に関する情報を整理し、様式 4 により当該市町村長へ通知するものとする。
- 2 市町村長は、前項の提示された情報及び法第 36 条第 2 項及び第 44 条第 2 項に規定する要件を踏まえて、応募申請者のうち当該市町村に適用される共通基準又は市町村別基準の一部を満たさない民間事業者を、様式 5 により推薦を行うことができる。

(登録の実施)

- 第 9 条 知事は、群馬県経営管理実施権設定希望事業者登録審査会（以下「登録審査会」という。）を開催し、市町村長からの推薦を受けた場合はその意向を踏まえた上で、共通基準又は市町村別基準に基づき、応募申請者が法第 36 条第 2 項及び第 44 条第 2 項に規定する要件に適合しているか審査するものとする。
- 2 知事は、応募申請者に対し、審査結果について要綱第 4 条に規定する登録の前に様式 6 により通知するものとする。
- 3 知事は、応募申請者が適合すると認められるときは、要綱第 4 条の規定に基づき、次に掲げる事項を様式 7 の経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者名簿（以下「実施権希望者名簿」という。）に登録するものとする。
- (1) 登録番号及び登録年月日

- (2) 登録情報の変更年月日
 - (3) 登録の有効期限
 - (4) 商号又は名称
 - (5) 代表者氏名
 - (6) 主たる事務所の所在地
 - (7) 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域
- 4 知事は、登録を行ったときは、市町村長に対し、当該市町村内で経営管理実施権の設定を受けることを希望する実施権希望者名簿に登録された民間事業者（「登録事業者」という。）を、その時点における当該市町村で有効な登録事業者名簿（様式8）（以下「市町村別実施権希望者名簿」という。）を添えて、様式9により通知するものとする。

（登録の有効期限）

- 第10条 登録の有効期限は、公表から5年が経過する日が属する県の会計年度に行われる最初の第9条3項に規定する登録する日の前日までとする。
- 2 36条経営体及び44条経営体を登録した場合、既に登録している有効期限は新たに登録する有効期限と一致させるものとする。

（変更の届出）

- 第11条 登録事業者は、次に掲げる事項に変更があったときは、様式10により知事に届け出るものとする。
- (1) 商号又は名称
 - (2) 代表者氏名
 - (3) 主たる事務所の所在地
 - (4) 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域の一部廃止
- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、速やかに実施権希望者名簿を変更するとともに、関係市町村長へ様式11により通知するものとする。

（登録の取消し）

- 第12条 知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、登録取消しについて登録審査会の審査を経て登録を取り消すことができるものとする。
- (1) 登録事業者が、法第36条第2項に及び第44条第2項規定する要件に適合しないと認められたとき。
 - (2) 登録事業者が、法第40条第2項の規定に該当し、経営管理実施権が取り消されたとき。
 - (3) 登録事業者の構成員が、群馬県暴力団排除条例（平成22年群馬県条例第51号）第2条第2号又は第3号に規定する者（暴力団員、暴力団員等）であると認められたとき。
 - (4) 登録事業者から、様式12により登録の取消しの申出があったとき。
- 2 前項の規定により登録を取り消したときは、実施権希望者名簿を変更するものとする。

3 知事は、速やかに登録を取り消した事業者へ様式 13 により、関係市町村長へ様式 14 により通知するものとする。

(民間事業者の公表等)

第 13 条 知事は、第 9 条第 3 項に規定する登録、第 11 条第 2 項に規定する登録の変更及び第 12 条第 2 項に規定する登録の取消しを行うときは、実施権希望者名簿をホームページ等で公表するとともに、登録事業者の情報を別表 3 により取りまとめて縦覧に供するものとする。

(実施状況報告)

第 14 条 登録事業者は、毎事業年度の実施状況等について、様式 15 により、当該報告に係る事業年度終了後 3 月を超えない日までに知事に報告するものとする。

2 知事は、四半期ごとに実施状況を取りまとめ、様式 16 により、関係市町村へ提供するとともに、第 13 条に規定する登録事業者情報を修正し、縦覧に供するものとする。

3 知事は、第 1 項の報告内容を活用し、登録事業者の育成を図るものとする。

(改善計画)

第 15 条 登録事業者は、判断項目「生産量の増加又は生産性の向上」又は「経営管理の対象となる森林の確保」で掲げる目標が達成できなかったときは、作業日報等による工程分析等を行い、改善計画を作成し、実施状況報告を提出する際に県へ提出するものとする。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 11 月 18 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 4 月 3 日から施行する

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する

別表 1

共 通 基 準

1. 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域に関する項目

判 断 項 目	審査基準	審 査 項 目
希望する区域	審査項目を満たす	<p>希望する区域が、民間事業者の主たる事務所又は支所等（個人の場合は住所地）から遠隔地にある場合、適切な経営管理を実施できる根拠がある。</p> <p>ただし、民間事業者の事業活動区域が県内全域である場合を除く。</p>

2. 経営管理に関する項目

判 断 項 目	審査基準	審 査 項 目
生産量の増加又は生産性の向上	<p>「生産量の増加又は生産性の向上」</p> <p>又は</p> <p>「経営管理の対象となる森林の確保」のうちいずれかの審査項目を</p>	<p>素材生産に関し、生産量を一定の割合以上で増加させる目標を有していること、又は生産性を一定の割合以上で向上させる目標を有していること。</p> <p>生産量又は生産性の実績が一定の水準以上の場合、当該実績以上の目標を有していること。</p> <p>また、目標達成に向けた具体的取組を有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「一定の割合」とは、3年間で約1割とする。 ・「一定の水準」とは、生産量は年間5,000 m³、生産性は、間伐において8 m³/人日、主伐において11 m³/人日とする。 <p>※現在の生産量の大小や生産性の高低は問わない。</p> <p>※既に36条経営体又は44条経営体に登録している事業者が新たにもう一方に登録する場合は、既に登録を行っている目標値以上の数値を設定することとする。</p> <p>※既に36条経営体又は44条経営体に登録している事業者が新たにもう一方に登録する場合は、既に登録している目標値及び目標年度は新たに登録する目標値及び目標年度を用いることとする。</p>
経営管理の対象となる森林の確保	満たす	<p>経営管理の対象となる森林（所有権その他長期間経営し得る権利を取得しているものに限る。）の面積を、一定の割合以上で増加させる目標を有していること。</p> <p>経営管理の対象となる森林の面積の実績が一定の水準以上の場合、当該実績以上の目標を有していること。</p> <p>「その他長期間経営し得る権利を取得しているもの」につい</p>

		<p>ては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該民間事業者が経営管理実施権の設定を受けた森林 ・当該民間事業者が作成した森林経営計画の対象森林 ・5年以上の長期に渡り、受託者の判断で伐採等を行うことができる契約を締結した森林 <p>のいずれかとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「一定の割合」とは、3年間で約1割とする。 ・「一定の水準」とは、30haとする。
生産管理又は流通合理化等	審査項目を満たす	<p>以下のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業日報の作成・分析による進捗管理や生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理に取り組んでいること。 ・製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携等の原木の安定供給・流通合理化等に取り組んでいること。 ・認定森林経営プランナーが在籍している。
造林・保育の省力化・低コスト化	審査項目を満たす	<p>造林・保育の省力化・低コスト化に取り組んでいること。</p> <p>(伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略、列状間伐等)</p>
主伐後の再造林の確保	審査項目を満たす	<p>以下の両方に該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること。 <p>ただし、主伐と再造林のどちらか一方を行わない民間事業者が、もう一方を実施する他の民間事業者との連携協定等、請負契約による発注により一体的に実施できる体制を有する場合を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主伐後に適切な更新を行うこと。ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること。 <p>※ 「適切な更新」は、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は原則として再造林を行っていること。(経営管理実施権の設定を受けている森林は、必ず再造林を行っていること。)</p>
生産や造林・保育の実施体制の確保	審査項目を満たす	<p>以下のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素材生産又は造林・保育に関して3年以上の事業実績を有すること。

		<ul style="list-style-type: none"> ・所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年以上であること。 ・林業技能士（1級又は2級）が在籍している。 <p>※ 「事業実績」及び「現場従事実績等」の「3年間」は連続していることを要さない。</p> <p>「現場従事実績等が3年間」に満たない場合であっても、所属する現場作業職員が林業大学校等で2年間の課程を修了し、かつ1年間以上の現場従事実績を有している場合など作業の質や安全性等に関して同程度以上の能力を有していると認められる場合は、「3年間」とみなす。</p>
	3年以内に審査項目を満たす	<p>法人にあつては、次のいずれかの資格を有する役員又は職員がいること。個人にあつては、本人が次のいずれかの資格を有していること。ただし、経営管理実施権を設定した実績がある場合は、本要件を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術士（技術士補を含む） ・林業技士 ・林業普及指導員 ・認定森林施業プランナー ・認定森林経営プランナー ・林野庁又は県による地域林政アドバイザー認定研修を受講した者
伐採・造林に関する行動規範の策定等	審査項目を満たす	<p>伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること。</p> <p>※ 「行動規範の策定等」には、民間事業者が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や都道府県・市町村等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。</p> <p>行動規範やガイドライン等には、伐採前の現地確認の徹底等誤伐の未然防止を図る措置を盛り込んでいること。</p>
	審査項目を満たす	<p>行動規範やガイドライン等が遵守されていることを確認する体制を有している。</p>
雇用管理の改善及び労働安全対策	審査項目を満たす	<p>以下のすべてを満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第4条に基づく県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組を行っていること。 ・現場作業職員等に対し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく安全衛生教育を行っていること。 ・労働者災害補償保険に加入していること（一人親方等の特

		<p>別加入を含む)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去3年以内に休業4日以上労働災害又は死亡災害(以下、「死傷災害」)が発生していないこと。 <p>(ただし、死傷災害が発生した場合であっても、適切な再発防止策が定められた場合は、上記基準を満たしているものとする。)</p>
	<p>審査項目を満たす</p>	<p>以下に定める届出を行っていること(届出の義務がない場合を除く)。</p> <p>健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出</p> <p>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出</p> <p>雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出</p>
<p>コンプライアンスの確保</p>	<p>審査項目を満たす</p>	<p>以下のいずれにも該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者 ・業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者 ・国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者 ・伐採・造林に関する行動規範やガイドライン等に違反し、再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者 ・その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をしておそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 ・自己又は自社の役員等及び被雇用者が、出入国管理及び難民認定法による不法就労又は不法就労助長に該当する行為を行っている者 <p>以下のいずれにも該当すること(令和8年度末までに以下のいずれにも該当することとなることが確実に見込まれる場合を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者と森林所有者、民間事業者と請負事業者とで書面等により取引条件を明示していること。 ・個人情報の取扱いに関する要領などを整備していること。

		<p>※「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。</p> <p>※「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とする。</p> <p>※「その他・・・(略)・・・相当の理由がある者」については、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等が考えられる。</p>
常勤役員の設置	審査項目を満たす	法人においては常勤の役員を設置していること。

3. 経理等に関する項目

判断項目	審査基準	審査項目
良好な経理状況	審査項目を満たす	<p>【個人の場合】</p> <p>直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと及び直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはなっていないこと。</p> <p>【法人の場合】</p> <p>直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと(債務超過でないこと)及び経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額)が直近3年間に於いて全てマイナスという状態になっていないこと。</p> <p>【上記を満たさない場合】</p> <p>中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。</p>
経理の分離	審査項目を満たす	経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること。

4. その他

民間事業者が上記の各判断項目の「生産量の増加又は生産性の向上」または「経営管理の対象となる森林の確保」を満たさない場合でも、「群馬県経営管理実施権設定希望事業者の登録等実施要領」第7条第2項に定める市町村長の推薦を受けた時は、その部分に関しても森林経営管理法第36条2項及び第44条第2項に定める要件に適合するものとみなす。

別表2（共通事業者情報）

共 通 申 請 様 式

(フリガナ) 商号又は名称	
(フリガナ) 代表者氏名	
主たる事務所の所在地	
(主たる事務所が県外の場合であって、 県内に事務所を有する場合はその所在地)	
設立年月日	
営業年数	
資本金（出資金）	
電話番号	
メールアドレス	

注 申請者が個人の場合は、「商号又は名称」欄に「個人」と記載すること。また、「事務所の所在地」を「住所地」、「設立年月日」を「生年月日」、「営業年数」を「経験年数」に読み替えること。
なお、「資本金（出資金）」欄は、記載を要しない。

添付書類

添付した書類は、添付欄にチェックしてください。

書類名称	添付	参 考		
		個人	法人	
登記事項証明書（コピー可）		※	-	○
住民票の写し（コピー可）		※	○	-
効率的かつ安定的な経営管理に係る添付書類				
共同販売・共同出荷に関する協定書等の写し			○	○
主伐後の再造林の確保に関して連携する林業経営体との協定書等の写し			○	○
請負契約書の写し等事業実績が確認できる書類			○	○
伐採・造林に関する行動規範やガイドライン等の写し			○	○
社会・労働保険への加入状況が確認できる書類		※	○	○
雇用に関して交付している文書の様式		※	-	○
就業規則の写し（労働基準監督署に就業規則を届出している場合はその写し）		※	-	○
労働衛生安全法に基づく特別教育の実施状況一覧			○	○
技術士等の技術者・技能者一覧			○	○
個人情報取扱いに関する要領等の写し			○	○
森林所有者や請負事業者と取引条件を明示した契約書等の写し			○	○
経理的な基礎に係る添付書類				
貸借対照表及び損益計算書の写し（直近3年分）			-	○
青色申告決算書等の写し（直近3年分）			○	-
中小企業診断士又は公認会計士による経営診断書等、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できる書類			△	△

注1 認定事業体に登録している場合、※は省略できます。

注2 参考欄にある○印の書類を提出すること。ただし、該当がない場合、提出は不要。

注3 △印の書類は、以下を満たさない場合に添付すること。

- ・個人の場合・・・直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと、及び直近3年間の所得税の納付状況がすべてゼロとはなっていないこと。
- ・法人の場合・・・直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと（債務超過でないこと）、及び直近3年間の事業年度の経常利益金額等がすべてマイナスという状態になっていないこと。

I 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域

1 希望する区域

--	--

注1 希望する区域は、原則として市町村を単位とし、希望する区域全て記載すること。

注2 市町村の一部区域のみを希望する場合は、その旨記載すること。（「〇〇町近隣」などの曖昧な表現ではなく、大字や林班単位など希望区域が特定できるように記載してください。）

2 希望する区域が事務所から遠隔地である場合、適切な経営管理が実施可能な理由

※ 主たる事務所又は支所等（個人の場合は住所地等）から希望区域までの距離や移動時間などから申請者が「遠隔地」と考える場合又は申請者の過去の事業活動区域を越える場合に記載してください。

※ 申請者の主たる事務所の所在地が県外（支所等の事務所を県内に有する場合を除く）である場合、又は、申請者の主たる事務所の所在地が属する地域森林計画区域を越える場合（希望する区域に支所等の事務所を有する場合、又は申請者の事業活動区域が県内全域である場合を除く）は、必ず記載してください。

--	--

II 経営管理に関する情報

1 生産量の増加又は生産性の向上

(1) 事業期間

直近の事業年度： 年 月 日 ～ 年 月 日

目標とする事業年度： 年 月 日 ～ 年 月 日

(目標とする事業年度は直近の事業年度の3年後とする)

(2) 事業の実績及び目標

※ 直近3事業年度の実績及び目標とする事業年度(3年後)の見込みを記載してください。

※ 「目標とする事業年度の見込」欄の数値のうち、目標として設定するものについて、「目標とする項目」欄にチェックしてください。(「目標とする項目」は、「主伐(直営)に係る生産性」、「間伐(直営)に係る生産性」、「素材生産材積(直営)」、「素材生産材積(直営+請負)」のいずれか一つ以上を設定)

事業区分	指標	内訳	直近3事業年度の実績			目標とする事業年度の見込	目標とする項目	
			直近の前々年	直近の前年	直近			
素材	主伐	面積(ha)	直営				/	
			請負					
			合計					
	材積(m3)	直営						
		請負						
		合計						
	生産性(m3/人日)	直営						
	生産	間伐	面積(ha)	直営				
				請負				
				合計				
		材積(m3)	直営					
			請負					
合計								
生産性(m3/人日)	直営							
計	材積(m3)	直営						
		請負						
		合計						
造林・保育	植付	面積(ha)	直営					
			請負					
			合計					
	下刈り	面積(ha)	直営					
			請負					
			合計					
	その他	面積(ha)	直営					
			請負					
			合計					
路網	作業道開設(m)	直営						
		請負						
		合計						

注1 「材積」は、素材材積換算とする。

注2 「生産性」は、伐採からトラック積込地(山土場等)への集積までの工程における単位時間・労働量あたりの素材生産量(=m3/人日)とする。

注3 「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう。

注4 「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。

注5 「造林・保育」欄の「その他」には、獣害防止、除伐、枝打ち、保育間伐等の保育作業について記

載してください。

(3) 直近3事業年度に実施した事業区域

区 分	事 業 区 域	備 考
素材 生産		
造林 ・ 保育		

注1 「区分」は、(2)の「事業区分」に同じ。

注2 「事業区域」欄には、直近3事業年度に実施した主な区域（市町村単位）を記載すること。

注3 「備考」欄には、県域又は地域森林計画区域（申請者の事業活動区域が県内全域である場合を除く）を越えて事業を実施した場合にあっては、その旨を記載すること。

(4) 請負先事業体の実績

区 分	事 業 体 名
素材 生産	
造林 保育	
路 網	

注1 「区分」は、(1)の「事業区分」に同じ。

注2 「事業体名」欄には、直近3事業年度に直営以外の請負事業等により事業を実施した場合、その主な事業体名を記載すること。

(5) 目標達成に向けた取組

(2)で設定した目標の達成に向けて、今後事業体として取り組む具体的内容を記述してください。

--

(6) 経営管理の対象となる森林

※経営管理の対象となる森林面積の増加を目標とする場合に記載してください。

経営管理森林面積 (ha)

	現 状	目 標 値
所有林 (信託を受けた森林を含む)		
経営管理実施権の設定を受けた森林		
森林経営計画の対象森林		
5年以上の長期受委託森林※		

※受託者の判断で、伐採・販売・造林ができる契約であるものに限る。

2 生産管理又は流通合理化等

以下の□欄について、該当する箇所をチェックしてください。

※ その他の取組等がある場合には、() 内に記載するとともに該当する箇所をチェックしてください。

- | | 取り組ん
でいる |
|--------------------------|--------------------------|
| (1) 適切な生産管理 | |
| 作業日報の作成・分析による進捗管理や工程の見直し | <input type="checkbox"/> |
| 作業システムの改善 | <input type="checkbox"/> |
| その他 () | <input type="checkbox"/> |
| (2) 原木の安定供給・流通合理化等 | |
| 製材工場等需要者との直接的な取引 | <input type="checkbox"/> |
| とりまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷 | <input type="checkbox"/> |
| 森林所有者や工務店等との連携 | <input type="checkbox"/> |
| 認定森林経営プランナーが在籍している | <input type="checkbox"/> |
| その他 () | <input type="checkbox"/> |

(1)及び(2)の該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記述してください。

注1 「とりまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷」は、木材市売市場による競り又は入札による木材取引を除く。

注2 「森林所有者や工務店等との連携」とは、「顔の見える木材での快適空間づくり事業」等の、森林所有者、製材業者、工務店等と連携し、地域の木材を利活用する取組をいう。

3 造林・保育の省力化・低コスト化

以下の□欄について、該当する箇所にチェックしてください。

※ その他の取組等がある場合には、() 内に記載するとともに該当する箇所にチェックしてください。

	取り組んでいる
伐採・造林の一貫作業システムの導入	<input type="checkbox"/>
コンテナ苗の使用	<input type="checkbox"/>
低密度植栽	<input type="checkbox"/>
下刈りの省略	<input type="checkbox"/>
列状間伐	<input type="checkbox"/>
その他 ()	<input type="checkbox"/>

上記のうち該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記述してください。

注 「伐採・造林の一貫作業システム」は、伐採・搬出作業と並行又は連続して、伐採・搬出時に用いる林業機械を地拵え又は苗木等の資材運搬に、若しくは集材用架線を苗木等の資材運搬に活用するシステムをいう。なお、伐採作業と造林作業の連続性については、秋に伐採・搬出を実施した際に林業機械で地拵えを行い、翌春、下刈りの繁茂を迎える前に直ちに植栽を行う場合も含む。

4 主伐後の再造林の確保

以下の項目の□欄について、該当する箇所にチェックしてください。

	有している
主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制	<input type="checkbox"/>
主伐後の適切な更新	取り組んでいる <input type="checkbox"/>

上記のうち該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記述してください。

注1 「一体的に実施する体制」とは、主伐と再造林の両方を実施できる体制があることをいう。ただし、主伐と再造林のどちらか一方を行わない民間事業者が、もう一方を実施する他の民間事業者との連携協定等により一体的に実施できる体制を有する場合を含む。

注2 「主伐後の適切な更新」とは、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいることをいう。

注3 「適切な更新」は、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は再造林を基本とする。(ただし、経営管理実施権の設定を受けた森林は、植栽により再造林をいう。)

5 生産や造林・保育の実施体制の確保

以下の□欄について、該当する箇所にチェックしてください。

- (1) 適切な生産管理 実績あり
- 素材生産に関して、3年間以上の事業実績がある
- 造林・保育に関して、3年間以上の事業実績がある
- 所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年間以上である
- 林業技能士（1級又は2級）が在籍している。
- 実績あり

注1 「事業実績」及び「現場従事実績等」の「3年間」は連続していることを要さない。

注2 「現場従事実績等が3年間」に満たない場合であっても、所属する現場作業職員が林業大学校等で2年間の課程を修了し、かつ1年間以上の現場従事実績を有している場合など作業の質や安全性等に関して同程度以上の能力を有していると認められる場合は、「3年間」とみなす。

(4) 技術者・技能者の数

技術士	林業技士	林業普及指導員	認定森林施業プランナー	認定森林経営プランナー	地域林政アドバイザー研修受講者	技能士
人	人	人	人	人	人	人

注1 技術士とは、技術士法に基づく森林部門の技術士（技術士補を含む。）をいう。

注2 林業技士とは、（社）日本森林技術協会の認定する林業技士（森林土木部門を除く）をいう。

注3 林業普及指導員とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験に合格した者をいう。

注4 認定森林施業プランナーとは、森林施業プランナー認定試験に合格する等し、森林施業プランナー協会より認定を受けた者をいう。

注5 認定森林経営プランナーとは、森林経営プランナー認定試験に合格する等し、森林施業プランナー協会より認定を受けた者をいう。

注6 地域林政アドバイザー研修受講者とは、林野庁又は県による地域林政アドバイザー研修を受講した者をいう。

注7 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士（技能士補を含む。）をいう。

6 伐採・造林に関する行動規範の策定等

以下の□欄について、該当する箇所にチェックしてください。

- 策定等
している
- 独自の行動規範等の策定
- 遵守
している
- 所属する団体や県等による行動規範等の遵守等
(遵守する規範等の策定主体：
)
整備
している
- 行動規範等の遵守を確認する体制

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

注 既に独自の行動規範を策定済みの場合は、その写しを添付すること。

7 雇用管理の改善及び労働安全対策

以下の□欄について、該当する箇所にチェックしてください。

※ その他の取組等がある場合には、()内に記載するとともに該当する箇所にチェックしてください。

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| (1) 雇用管理の改善 | 取組んでいる |
| 現場作業職員の「期間の定めのない雇用」化への取組 | <input type="checkbox"/> |
| 現場作業職員の月給化への取組 | <input type="checkbox"/> |
| 計画的な研修実施などの教育訓練の充実 | <input type="checkbox"/> |
| 退職金共済への加入などの福利厚生の充実 | <input type="checkbox"/> |
| その他 () | <input type="checkbox"/> |
| (2) 労働安全対策 | 取組んでいる |
| 現場作業職員等への安全衛生教育 | <input type="checkbox"/> |
| 労災保険への加入 (一人親方等の特別加入を含む) | <input type="checkbox"/> |
| リスクアセスメント | <input type="checkbox"/> |
| 防護具の着用の徹底 | <input type="checkbox"/> |
| 作業現場の安全巡回 | <input type="checkbox"/> |
| 林業・木材製造業労働災害防止協会等による安全指導 | <input type="checkbox"/> |
| その他 () | <input type="checkbox"/> |

(1)及び(2)の該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記述してください。

(3) 死傷災害歴の有無

過去3年以内に休業4日以上の労働災害又は死亡災害(以下、「死傷災害」)が発生していない

※ 「いいえ」に該当する場合は適切な再発防止策が定められたことが確認できる書類を添付すること。

はい いいえ

(4) 雇用の状況

職員数(うち常用)		社会・労働保険等への加入状況			
現場作業職員	事務系等職員	労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
人	人	人	人	人	人
()人	()人				

8 コンプライアンスの確保

以下の□欄について、該当する箇所にチェックしてください。

	はい	いいえ
業務に関連して法令に違反し、代表役員や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者である 注 該当がある場合は、指名停止の処分状況（期間、理由等）を記載してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>(</p>)
6の行動規範等に違反し、再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>(</p>)
破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等		
自己又は自社の役員等及び被雇用者が、出入国管理及び難民認定法による不法就労又は不法就労助長に該当する行為を行っている者である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
民間事業者と森林所有者、民間事業者と請負事業者とで書面等により取引条件を明示している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
個人情報の取扱いに関する要領などを整備している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

9 常勤役員の設置（法人のみ）

既に常勤役員を設置している場合、常勤役員の状況について記載してください。

役職	(フリガナ) 氏名	住所	生年月日

現に常勤役員を設置していない場合、設置に向けた取組について記述してください。

--

Ⅲ 経理等に関する情報

1 経理状況等

申請者が個人の場合は(1)に、法人の場合は(2)に記入してください。

なお、以下を満たさない場合は、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることを証明する書類（中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書など）を添付してください。

- ・個人の場合・・・直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと、及び直近3年間の所得税の納付状況がすべてゼロとはなっていないこと。
- ・法人の場合・・・直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと（債務超過でないこと）、及び直近3年間の事業年度の経常利益金額等がすべてマイナスという状態になっていないこと。

(1) 個人

直近の事業年度の資産状況 (資産が負債を上回っているか)	資産>負債 <input type="checkbox"/>	資産<負債 <input type="checkbox"/>
直近3年間の所得税の納付状況	納付実績 がある <input type="checkbox"/>	納付実績 はない <input type="checkbox"/>

(2) 法人

1) 貸借対照表の要旨

区分		直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
資 産	流動資産			
	固定資産			
	繰延資産			
資産合計				
負 債	流動負債			
	固定負債			
	負債合計			
純 資 産	資本金			
	資本剰余金			
	資本準備金			
	その他資本剰余金			
	利益剰余金			
	利益準備金			
	その他利益剰余金			
	自己株式			
評価・換算差額等				
純資産合計				
負債及び純資産合計				

2) 損益計算書の要旨

区分	直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
売上高			
売上原価			
売上総利益			
販売費及び一般管理費			
営業利益			
営業外利益			
営業外費用			
経常利益			
特別利益			
特別損失			
税引前当期利益			
法人税等充当額			
税引後当期利益			

3) 自己資本比率及び経常利益金額等

区分	直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
自己資本比率 (%)			
経常利益			
減価償却費			
経常利益金額等			

注1 上記1)から3)については、林業部門以外を含めた事業体全体の数値を記載すること。

注2 「経常利益金額等」とは、損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額をいう。

2 経理の分離

申請者が個人の場合は(1)に、法人の場合は(2)に記入してください。

(1) 個人 はい いいえ
「経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理」について、
口座を分けるなど収支の明確化が可能 □ □

(2) 法人 はい いいえ
「経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理」を、他の
事業経理と分離可能 □ □

IV その他の情報

※ 地域への貢献(国土緑化への貢献、防災活動、ボランティア活動等)、表彰実績、経営の健全性(FSC森林認証、SGEC「緑の循環」認証、ISO取得状況、実践体制基礎評価等)等を記載してください。

注 上記の実践体制基礎評価とは、林野庁補助事業「森林施業プランナー育成対策事業」実施要領に基づいて、提案型集約化施業(以下「提案型施業」という。)に取り組む林業事業体について、提案型施業を実施する体制が構築されているかを公正・中立な外部機関が評価する仕組みをいう。

別表 3

登録番号	
登録年月日（登録情報変更年月日）	
森林経営管理法の該当条項	
登録期限	

1. 登録者情報

(フリガナ) 商号又は名称	
(フリガナ) 代表者氏名	
主たる事務所の所在地	

2. 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域

--

3. 経営管理に係る目標

目標年度： 年度（ 年 月 日 ～ 年 月 日）

項目	現 状	目 標	向上率又は増加率
主伐（直営）に係る素材生産性の向上（m ³ /人日）			
間伐（直営）に係る素材生産性の向上（m ³ /人日）			
素材生産材積（直営）の増加（m ³ /年）			
素材生産材積（直営+請負）の増加（m ³ /年）			
経営管理対象森林の増加（ha）			

4. 森林整備事業等の実績

(1) 直近事業年度の森林整備実績

事業区分	指標	内訳	直近3事業年度の実績		
			年度	年度	年度
素材生産	主伐	面積(ha)	直営		
			請負		
			合計		
		材積(m ³)	直営		
			請負		
			合計		
	生産性(m ³ /人日)	直営			
	間伐	面積(ha)	直営		
			請負		
			合計		
		材積(m ³)	直営		
			請負		
合計					
生産性(m ³ /人日)	直営				
計	材積(m ³)	直営			
		請負			
		合計			
造林・保育	植付	直営			
		請負			
		合計			
	下刈り	直営			
		請負			
		合計			
	その他	直営			
		請負			
		合計			
路網	作業道開設(m)	直営			
		請負			
		合計			

(2) 直近3事業年度に実施した事業区域

区分	事業区域	備考
素材 生産		
造林 ・ 保育		

(3) 請負事業体の実績

区分	事業体名
素材 生産	
造林 保育	
路 網	

(4) 経営管理の対象となる森林

※経営管理の対象となる森林面積の増加を目標とする場合に記載してください。

経営管理森林面積 (ha)

	現状
所有林 (信託を受けた森林を含む)	
経営管理実施権の設定を受けた森林	
森林経営計画の対象森林	
5年以上の長期受委託森林※	

※受託者の判断で、伐採・販売・造林ができる契約であるものに限る。

5. 実施体制

(1) 技術者・技能者の数

技術士	林業技士	林業普及指導員	認定森林施業 プランナー	認定森林経営 プランナー	地域林政アドバイ ザー研修受講者	技能士
人	人	人	人	人	人	人

(2) 雇用の状況

職員数（うち常用）		社会・労働保険等への加入状況			
現場作業職員	事務系等職員	労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
人 ()人	人 ()人	人	人	人	人

6. その他の情報

--

様式 1

第 号
年 月 日

市町村長 様

群馬県知事

森林経営管理法第 36 条第 2 項及び第 44 条第 2 項に規定する
要件の適合判断基準について

森林経営管理法第 36 条第 2 項及び第 44 条第 2 項に規定する要件に適合するか否かを判断する基準について、地域事情を踏まえた貴市町村のみで適合する基準が必要な場合は、群馬県経営管理実施権設定希望事業者の登録等実施要領第 5 条第 2 項に基づき、年 月 日までに意見書の提出をお願いします。

様式 2

年 月 日

群馬県知事あて

市町村長

森林経営管理法第 36 条第 2 項及び第 44 条第 2 項に規定する
要件の適合判断基準への意見について

森林経営管理法第 36 条第 2 項及び第 44 条第 2 項に規定する要件に適合するか否かを判断する基準について、群馬県経営管理実施権設定希望事業者の登録等実施要領（以下「実施要領」という。）第 5 条第 2 項に基づき申し出ます。

記

1. 適合判断基準

判断項目	意見	理由

注 1 「判断項目」は、実施要領別表 1 の判断項目とする。

注 2 上表の記載に代えて、実施要領別表 1 を朱書き修正したものを添付することも可能とする。なお、その場合も、理由を添付すること。

注 3 前年度に、実施要領第 5 条第 3 項に規定する市町村別基準が適用された場合、その継続を希望するときは、表の意見欄に「現行基準の適用を希望」と記載すること。また、その市町村別基準の一部を修正したい場合は、その基準を朱書き修正したものを添付することも可能とする。なお、その場合、理由を添付すること。

2. 民間事業者の経営管理及び経理等に関する情報

項目	意見	理由

注 1 「項目」は、実施要領別表 2 の項目とする。

注 2 上表の記載に代えて、実施要領別表 2 を朱書き修正したものを添付することも可能とする。なお、その場合も、理由を添付すること。

注 3 前年度に、実施要領第 5 条第 3 項に規定する市町村別事業者情報が適用された場合、その継続を希望するときは、表の意見欄に「現行事業者情報の適用を希望」と記載すること。また、その市町村別事業者情報の一部を修正したい場合は、その事業者情報を朱書き修正したものを添付することも可能とする。なお、その場合、理由を添付すること。

様式3

年度経営管理実施権設定希望事業者応募申請書

年 月 日

群馬県知事あて

住 所：

商号又は名称：

代表者 氏 名：

森林経営管理法第36条第1項及び第44条第1項に基づき経営管理実施権の設定を受けることを希望するので、群馬県経営管理実施権設定希望事業者の登録等実施要領（以下「実施要領」という。）第7条第1項に基づき、下記関係書類を添えて応募します。

また、関係書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

添付書類

1. 共通申請様式（実施要領 別表2（共通事業者情報））・・・□

2. 市町村別申請様式（実施要領 第5条第3項（市町村別事業者情報））・・・□

提出する市町村別申請様式の市町村名

--

注 提出するものにチェックしてください。なお、上記2を提出する場合は、該当する市町村名を記入してください。

様式 4

第 号
年 月 日

市町村長 様

群馬県知事

経営管理実施権設定希望事業者の推薦について

年 月 日付けで森林経営管理法第 36 条第 1 項及び第 44 条第 1 項に基づき、経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者の募集を行った結果、貴市町村内において、下記の民間事業者から応募申請がありましたので、別紙「基準の適合状況」及び応募申請書（写）をお送りいたします。

下記の民間事業者について、群馬県経営管理実施権設定希望事業者の登録等実施要領第 8 条第 2 項に定める推薦を行う場合は、年 月 日までに推薦書の提出をお願いします。

記

申請者番号	商号又は名称	代表者氏名	備 考

様式4 別紙 基準の適合状況

判断項目	申請者番号					
	民間事業者名					
希望区域						
経営管理を効率的かつ安定的に行う能力						
生産量の増加又は生産性の向上						
経営管理の対象となる森林の確保						
生産管理又は流通合理化等						
造林・保育の省力化・低コスト化						
主伐後の再造林の確保						
生産や造林・保育の実施体制の確保						
事業実績						
有資格者の在籍						
伐採・造林に関する行動規範の策定等						
規範の策定						
規範の遵守体制						
雇用管理の改善及び労働安全対策						
取組状況						
届出						
コンプライアンスの確保						
常勤役員の設置						
経営管理を確実にを行う経理的な基礎						
良好な経理状況						
経理の分離						
市町村独自基準						

様式 5

年 月 日

群馬県知事あて

市町村長

経営管理実施権設定希望事業者の推薦について

下記の民間事業者について、森林経営管理法第 36 条第 2 項及び第 44 条第 2 項に規定する要件に適合する者として、群馬県経営管理実施権設定希望事業者の登録等実施要領第 8 条第 2 項に基づき推薦します。

記

商号又は名称	代表者氏名	推 薦 理 由

様式6-1 (登録事業者用)

第 号
年 月 日

様
(民間事業者名)

群馬県知事

経営管理実施権設定希望事業者の審査結果について

年度経営管理実施権設定希望事業者の募集に関し、貴社から応募いただいた内容について、審査会において公平かつ慎重に審査を行いましたところ、下記のとおり登録となります。

なお、登録後は、群馬県経営管理実施権設定希望事業者の登録実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき変更の届出及び実施状況の報告等をお願いいたします。

記

1. 登録日:
2. 公表日:
3. 登録番号:
4. 森林経営管理法の該当条項:
5. 登録の有効期限: 年度の最初に行う実施要領第9条3項の登録日の前日まで
6. 登録する経営管理実施権を希望する区域

[]

※ 応募申請に記載された希望区域のうち、一部非登録の区域が生じた場合は、以下の項目を記載すること。

7. 応募申請に記載された経営管理実施権を希望区域のうち、非登録となる区域

[]

様式6-2 (非登録事業者用)

第 号
年 月 日

様
(民間事業者名)

群馬県知事

経営管理実施権設定希望事業者の審査結果について

年度経営管理実施権設定希望事業者の募集に関し、貴社から応募いただいた内容について、審査会において公平かつ慎重に審査を行いましたところ、誠に残念ですが、今回は登録となりませんでした。

貴社の益々の御繁栄と御活躍を御期待申し上げ、併せて本県の森林・林業行政に対して御理解と御協力をお願いし、審査結果報告とさせていただきます。

問合せ先
担 当：
連絡先：

様式7

経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者名簿

登録 番号	該当 条項	登録 年月日	登録変更 年月日	有効 期限	(フリガナ) 商号又は名称	(フリガナ) 代表者氏名	主たる事務所 の所在地	経営管理実施権の設定を 受けることを希望する区域

市町村長 様

群馬県知事

経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者の登録について

年 月 日付けで森林経営管理法 36 条第 1 項及び第 44 条第 1 項に基づき、経営管理実施権配分計画が定められた場合に経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者の募集を行った結果、貴市町村内において希望する民間事業者を、下記のとおり年 月 日付けで登録しましたので通知します。

あわせて、登録日時点で有効な貴市町村内で経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者名簿をお送りいたします。

記

登録番号	商号又は名称	代表者氏名	備考

※ 備考欄に応募申請時の申請者番号

添付書類

様式8 経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者名簿（市町村名）

様式 10

年 月 日

群馬県知事あて

住 所 :

商号又は名称 :

代表者 氏 名 :

経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者名簿の登録変更について

年 月 日付けで登録された経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者名簿について、下記のとおり変更したいので、群馬県経営管理実施権設定希望事業者の登録等実施要領第 11 条第 1 項に基づき届出します。

記

登録番号 :

1 変更事項

変更前 :

変更後 :

2 変更理由

3 添付書類

(1) 法人の場合

- ・商号又は名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地が変更となる場合は、登記事項証明書を添付

(2) 法人以外の場合

- ・代表者及び住所が変更となる場合は、住民票の写しを添付

様式 11

第 号
年 月 日

市町村長 様

群馬県知事

経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者名簿の登録変更について

年 月 日付けで登録した下記事業者から、群馬県経営管理実施権設定希望事業者の登録等実施要領第 11 条第 1 項に基づき貴市町村内での経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域を取り消す旨の届出がありましたので通知します。

あわせて、登録変更時点で有効な貴市町村内で経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者名簿をお送りいたします。

記

登録番号	
商号又は名称	
変更登録年月日	
変更事項	
変更理由	

添付書類

様式 8 経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者名簿（市町村名）

- ※ 本様式は、群馬県経営管理実施権設定希望事業者の登録等実施要領第 11 条第 1 項(4) 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域の一部廃止を事由とする変更の届出があり、かつ、当該市町村が廃止区域に該当する場合に適用する。

様式 12

年 月 日

群馬県知事あて

住 所：
商号又は名称：
代表者 氏 名：

経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者名簿の登録取消しについて

経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者名簿から、登録の取消しを申し出ます。

記

1. 申出者

登 録 番 号	
商号又は名称	
住 所	
電 話 番 号	

2. 取消し理由

様式 13

第 号
年 月 日

様
(民間事業者名)

群馬県知事

経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者名簿の登録取消しについて

年 月 日付で、下記理由により、群馬県経営管理実施権設定希望事業者の登録等実施要領第 12 条第 1 項に基づき、経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者名簿から、貴社の登録を取り消したので通知します。

記

登録を取り消した理由

市町村長 様

群馬県知事

経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者名簿の登録取消しについて

下記事業者について、 年 月 日付けで群馬県経営管理実施権設定希望事業者の登録等実施要領第 12 条第 1 項に基づき、経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者名簿の登録を取り消したので通知します。

あわせて、登録変更時点で有効な貴市町村内で経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者名簿をお送りいたします。

記

登 録 番 号	
商号又は名称	
登録取消年月日	
取 消 理 由	

添付書類

様式 8 経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者名簿（市町村名）

様式 15

年 月 日

群馬県知事あて

住 所：
商号又は名称：
代表者 氏 名：

実施状況報告について

群馬県経営管理実施権設定希望事業者の登録等実施要領第 14 条第 1 項に基づき、 年度（事業期間 年 月 日～ 年 月 日）における実施状況を別紙のとおり報告します。

実施状況報告書

(事業期間 年 月 日～ 年 月 日)

登録番号	
(フリガナ) 商号又は名称	
(フリガナ) 代表者氏名	
主たる事務所の所在地	
電話番号	
メールアドレス	

添付書類

参考

書類名称	添付	個人	法人
登記事項証明書 (コピー可)	※	-	○
住民票の写し (コピー可)	※	○	-
共同販売・共同出荷に関する協定書等の写し		○	○
主伐後の再造林の確保に関して連携する林業経営体との協定書等の写し		○	○
請負契約書の写し等事業実績が確認できる書類		○	○
伐採・造林に関する行動規範やガイドライン等の写し		○	○
社会・労働保険への加入状況が確認できる書類	※	○	○
雇用に関して交付している文書の様式	※	-	○
就業規則の写し (労働基準監督署に就業規則を届出している場合はその写し)	※	-	○
労働安全衛生法に基づく特別教育の実施状況一覧		○	○
技術士等の技術者・技能者一覧		○	○
森林所有者や請負事業者と取引条件を明示した契約書等の写し		○	○
貸借対照表及び損益計算書の写し	※	-	○
青色申告決算書等の写し		○	-
中小企業診断士又は公認会計士による経営診断書等今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できる書類		△	△

注1 認定事業体の実施状況報告を提出している場合、※は省略できます。

注2 応募申請に添付した書類から変更がない場合は、省略することができます。

注3 参考欄にある○印の書類を提出してください。ただし、該当がない場合は提出不要です。

注4 △印の書類は、以下を満たさない場合に添付すること。

- ・個人の場合・・・直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと、及び直近3年間の所得税の納付状況がすべてゼロとはなっていないこと。
- ・法人の場合・・・直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと(債務超過でないこと)、及び直近3年間の事業年度の経常利益金額等がすべてマイナスという状態になっていないこと。

I. 前事業年度の実績

以下の実績については、貴社が当該年度に実施した全ての実績を記載してください。

1. 森林整備事業等の実績

(1) 前事業年度の森林整備実績

事業区分		指標	内訳	年度実績
素材 生産	主伐	面積 (ha)	直営	
			請負	
			合計	
	間伐	材積 (m3)	直営	
			請負	
			合計	
	計	生産性 (m3/人日)	直営	
			請負	
			合計	
造林・ 保育	植付	面積 (ha)	直営	
			請負	
			合計	
	下刈り	面積 (ha)	直営	
			請負	
			合計	
	その他	面積 (ha)	直営	
			請負	
			合計	
路網	作業道開設 (m)	直営		
		請負		
		合計		

(2) 前事業年度に実施した事業区域

区分	事業区域	備考
素材		
生産		
造林・ 保育		

(3) 前事業年度の請負先事業者の実績

区 分	事 業 体 名
素材 生産	
造林 保育	
路 網	

(4) 経営管理の対象となる森林

※経営管理の対象となる森林面積の増加を目標としている場合に記載してください。

経営管理森林面積 (ha)

	現 状	目 標 値
所有林 (信託を受けた森林を含む)		
経営管理実施権の設定を受けた森林		
森林経営計画の対象森林		
5年以上の長期受委託森林※		

※受託者の判断で、伐採・販売・造林ができる契約であるものに限る。

2. 実施体制

(1) 技術者・技能者の数

技術士	林業技士	林業普及指導員	認定森林施業 プランナー	認定森林経営 プランナー	地域林政アドバイザー 研修受講者	技能士
人	人	人	人	人	人	人

(2) 雇用の状況

職員数（うち常用）		社会・労働保険等への加入状況			
現場作業職員	事務系等職員	労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
人	人	人	人	人	人
()人	()人				

3. 前事業年度の経理状況等（法人）

(1) 貸借対照表の要旨

区分		年度
資産	流動資産	
	固定資産	
	繰延資産	
資産合計		
負債	流動負債	
	固定負債	
	負債合計	
純資産	資本金	
	資本剰余金	
	資本準備金	
	その他資本剰余金	
	利益剰余金	
	利益準備金	
	その他利益剰余金	
	自己株式	
	評価・換算差額等	
純資産合計		
負債及び純資産合計		

(2) 損益計算書の要旨

区分	年度
売上高	
売上原価	
売上総利益	
販売費及び一般管理費	
営業利益	
営業外利益	
営業外費用	
経常利益	
特別利益	
特別損失	
税引前当期利益	
法人税等充当額	
税引後当期利益	

(3) 自己資本比率及び経常利益金額等

区分	年度
自己資本比率（％）	
経常利益	
減価償却費	
経常利益金額等	

様式 16

第 号
年 月 日

市町村長 様

群馬県知事

実施状況報告について

下記の民間事業者から、群馬県経営管理実施権設定希望事業者の登録等実施要領 第 14 条第 1 項に定める 年度の事業実施状況の報告がありましたのでお送りいたします。

記

登録番号	商号又は名称	代表者氏名	備 考